



1999年6月30日 関 徹也、杉山聡美

CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM

CDM とは何か？

京都議定書において第3の京都メカニズムとして許可。

京都議定書第12条に定義、基本的構造、機能につき概説。

主として AnnexB の締約国と途上国の二国間合意に基づく。

具体的な内容については SBSTA/SBI を通じて COP6 で決定。

(主に途上国に対して)

持続可能な開発を実現し、条約の究極の目的を達成するのに必要な、技術協力、能力の向上、資金供与についての機会を提供する。

(主に先進国に対して)

2000年以降温室効果ガスを削減あるいは除去する事業により、認証削減量を得ることで議定書第3条に基づく数値目標を達成する機会を与える。

「認証された排出量削減」(CER)につながる CDM プロジェクトから、途上国が利益を得られること、及び京都議定書の中で定量化された削減義務を果たすために、先進国が CER を利用できるメカニズム。

途上国の温暖化対策プロジェクト活動に先進国の民間資金を活用し、途上国における費用対効果の優れた排出削減を実現

民間部門の参加に重く依存する可能性の高い市場活用型の概念

CDM の目的

「付属書 の締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し、及び条約の究極的な目的に貢献する事を支援すること並びに付属書 の締約国が第3条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成する事を支援すること」(第12条第2項)

1. 持続可能な発展の達成を支援すること
2. 枠組条約の環境目標の達成に貢献すること
3. 付属書 の締約国が負う排出量削減義務の達成を支援すること

この目標を達成する為、環境上健全で、かつ経済的に効率が良いことが CDM に求められる。投資や資金供与の増加、組織面、技術面の能力の向上、他の環境領域の改善など

共同実施(JI)との違い

1. 排出削減の数値目標が定められていない途上国でプロジェクト活動を実施
2. 2000年度以降に実現する排出削減量が認定削減量の対象

3. プロジェクト活動によって得られた利益の一部を、気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用に充てる。

CDM 独自の制度設計の必要性

CDM が考えられた経緯~ 温暖化と途上国参加問題

先進国 温暖化防止対策に途上国を巻き込みたい

VS

途上国 温暖化防止対策より経済成長を優先

1992 UNFCCC 「common but different responsibility」

途上国に「各国及び.....優先順位を考慮して」

JI の考え 途上国の批判

途上国のための資金供与の制度の問題など (COP1 へ)

JI : 先進国 パイロット・フェーズを可能な限り早期導入の必要あり

途上国の分極化 中国、マレーシア、(アルゼンチン) 先進国間のみでの JI

ラテン・アメリカ諸国 全ての締約国に有益でパイロットフェーズに着手すべき

1995 COP 1 先進国は途上国にもっと義務を要求

途上国 AOSIS 中国 インドなど排出大国、産油国

先進国 EU JUSSCANZ 諸国 (JAPAN、USA、CANADA、AUSTRALIA、NEW ZEALAND)

ベルリンマンデート 2条 b

「(途上国に)何ら新たな約束は導入しないが、UNFCCC4条 1の既存の約束を再確認し sustainable development を達成する為に、これらの約束の実施を進めることを継続する事」

COP1では、JIは途上国によって退けられ代わりに AIJ を 1999 年末までに試行

JI の試行が開始

先進国 = より費用効果的な温室効果ガス排出抑制のためパイロットフェーズで経験を積んでおきたい。

途上国 = 先進国と途上国間の共同「実施」は、先進国の温暖化防止義務の履行が尻抜けになり国内対策が遅れる。

「共同して実施する活動 (Activities Implemented Jointly)」

1997 COP 3

米国案 : 途上国・先進国間での JI

EU 案 : 先進国間のみも JI

途上国 : AIJ の試行段階がまだ続いているので JI に反対

途上国は、JI 自体に否定的、しかし技術移転、資金移転（供与）には大きな関心と、不遵守に対する罰金を財源とする基金の設立に対するこだわり（中国、産油国）

また、中南米は、途上国が気候変動の影響に対する適応（Adaptation）への資金援助のメカニズムに大きな関心を示す

米国): クレジット供与というインセンティブを与えることで、先進国と途上国双方に、途上国における温暖化防止プロジェクトに取り組みさせる。

ブラジル): 不履行への罰金を財源とするファンドの成立（中国、産油国）

トリニダード・トバゴ & 中南米): FCCC に規定する Adaptation のための資金供与のメカニズムに関心

CDM に関する論点

1998 11月2日~14日 COP 4

Decision 4/CP.4 より

CDM にプライオリティーを置きつつ COP 6 において最終決定を行う事を目指す。
CDM に関しては、プロジェクト活動を独立した監査及び検証を通じて、その透明性、効率性、アカウントビリティ、CER のバンキングなど、modalities と手続きを検討していく。

各国は、京都メカニズムに関する更なる提案を、技術ワークショップへのインプットとして 1999 年 2 月末までに提出。

さらに科学上及び技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）及び実施に関する補助機関（SBI）第 10 回会合の文書として事務局がまとめる追加的提案を 1999 年 3 月末までに提出するよう奨励。

事務局は SBSTA/SBI 議長の指示の下、1999 年 4 月 15 日までに 2 回の技術ワークショップを開催する。

事務局は SB10 で検討するため、途上国（特に小島嶼国、後発途上国）の CDM プロジェクト活動における能力開発促進の計画を準備する。

1. CDM の参加主体

途上国（ホスト国）の実施主体が先進国（投資国）の投資主体と協力して行う共同実施方式が基本。双方ともプロジェクト活動の監視方法、進捗状況、認証削減量などについてそれぞれの政府に報告する義務を負うべきである。（COP/moP のガイドラインに従う）

2. プロジェクト条件

CDM の対象となるプロジェクト活動は、事業を伴うプロジェクト活動を基本とし、具体的なプロジェクトを伴わない補助金や規制といった政策的な「活動」は対象プロジェクトから除外すべき。

植林や再植林による吸収源の拡大は比較的安い費用で実施できる場合が多いという点からも、対象プロジェクトとするべき。

CDM プロジェクトが対象とするガスは、議定書の附属書 国の数値目標に定められているのと同様 6 種類にするべき。

3 . 排出削減量認証の為の手続き

削減量の認証方法... 議定書に規定されていない

手続きの煩雑さが CDM 参加へのインセンティブを喪失させてはいけない。AIJ を通じて得られた知識・経験に基づき大枠を定めるガイドラインの作成の必要性。

ベースラインの設定 クレジットの決定に不可欠 (不確実性が大きい)

1 プロジェクト活動の前提の見直し... 事業による排出削減量の測定に基づき、毎年行われるべき

2 制度の信頼性の確保... 認証の結果、排出量の数値目標を持たない締約国に認定削減量が与えられる

プロジェクトごとに、プロジェクトがなかった場合を想定してプロジェクトの効果を見積もる方法

削減分が正確に推定される反面、手続きが煩雑で認証の為の費用がかかり、「プロジェクトがなかった場合」の想定が恣意的になる恐れがある。

ベンチマーク方式

手続きが簡便になるが詳細なベンチマークが必要となりその作成が重要になる。

現実プロジェクト比較アプローチ

プロジェクトがなかった場合を想定せず、代替技術による削減分を承認する方法

手続き簡便だが、新規プロジェクトの場合は比較対象が問題

プロジェクトの存続期間

プロジェクトの種類によって異なるが 5 ~ 10 年が適当な長さ

リーケージ

プロジェクトごとの削減効果を測るよりも、地域、セクターごとに排出量を把握する。

認証削減量の取り扱い

獲得した認証削減量の移転... 途上国に対する選択の幅を広げ、積極参加を促す。

シリアルナンバー制... 排出量と排出枠の照合を考え区別できる形での管理が望ましい。

2000 年から 2007 年までの削減量... 遡及して認証するためのベースライン等の整備

適応費用

認証業務によって得られる収益の一部が気候変動の悪影響を受けている途上国の適応費用に用いられる。

従来との ODA との関連

CDM のプロジェクト活動推進の支援に ODA を活用する場合、ODA プロジェクトをそのまま認証するのではなく、追加的な排出削減量が生じるよう設定する。

キャパシティービルディングの必要性

4. 運営機関の役割

CDM 活性化の為にできるだけシンプルな組織

取引コストを低減させ効率性を確保する

プロジェクト事業による排出削減量、除去量の認証、CER の発行、
理事会に対する活動報告書の提出

まとめ

CDM は、途上国、先進国ともに地球の環境と自国の利益に生産的に関与できるメカニズムである。先進国と途上国の義務を、双方が納得の行く、当事者全員が利益を得るような形で纏め上げるかが重要かつ難しい課題である。

参考資料

クリーン開発メカニズムに関するノパ -ハ -

環境庁 <http://www.eic.or.jp/kisha/attach/55610-3.html>

UNFCCC <http://www.unfccc.de/resource/sb99.html>

三菱総研 <http://www.mri.co.jp/news/mrinews/cdm/kyodo2.html>

地球産業文化研究所 <http://www.gispri.or.jp/cdmwkdisctxt.html>

環境研究 1999No.113 COP4 の概要と今後の展望 梶原 成元

CDM Workshop NEDO

京都議定書・国際制度検討会の中間報告書について 環境庁

図1 CDM の全体像

共同実施活動（AIJ）ジャパンプログラムの一例

現在 18 件のプロジェクトが AIJ として認定。このうち相手国政府の認定が得られているものが 9 件、既に条約事務局に通報がなされているものが 1 件（下記）

昨年 6 月までに条約事務局に通報がなされたものは、世界で 95 件